

4 事業実施体制

事業実施体制（表4）とイメージ図（図13）は以下のとおりです。

表4 事業実施体制

事業内容	P-PFI				利便増進 施設
	公募対象公園施設		特定公園施設		
	必須 飲食の提供可能な施設	任意 左記以外の施設	必須 駐車場、公募対象公園施設周辺外構	任意 左記以外の施設	
整備	事業者		事業者		設置不可
管理運営	事業者		原則事業者*		—

※特定公園施設について、協議により管理運営を指定管理者に委ねられる場合があります。

図13 事業イメージ



5 事業期間

公募設置等計画の認定の有効期間は、令和6年（2024年）4月1日から20年間とします。

なお、公募対象公園施設の設置管理許可の期間は、当初工事開始から令和16年（2034年）5月31日までとします。認定の有効期間内に更なる許可申請があった場合、認定の有効期間内の事業終了までの間で1回の更新許可を与えることとします。

設置管理許可期間には、公募対象公園施設の解体・撤去（原状回復）の期間も含み、事業を終了するときには、自己の負担にて解体・撤去（原状回復）を行って頂きます。ただし、本市が認定の有効期間終了後においても必要と認めた場合は、原状回復とせずに設置管理許可を更新（最長10年）すること等もありません。

表5 事業期間

設置等 予定者の 選定	公募設置等 計画の 認定	設計協議 期間	実施 設計 許可 締結	工事	供用開始	解体・ 撤去	事業 終了		
								設置許可期間 (工事開始～R16.5.31)	設置許可期間 (R16.9.1～R26.3.31)
								認定公募設置等計画の有効期間：20年 (R6.4.1～R26.3.31) (R6.6.1～R26.5.31)	
								基本・実施協定期間：締結から事業終了まで	